

広域異動手当支給細則

平成19年 3月23日

細則第 2 号

改正 平成22年11月30日細則第18号

平成27年 3月24日細則第12号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程(平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。)第14条の2の規定による広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(勤務部署間の距離等の算定)

第2条 給与規程第14条の2第1項に規定する勤務部署間の距離及び住居と勤務部署との距離は、学長の定めるところにより、同項に規定する異動等(以下「異動等」という。)の日の前日に職員が在勤していた勤務部署の所在地及び当該異動等の直前の当該職員の住居から当該異動等の直後に当該職員が在勤する勤務部署の所在地までの最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定するものとする。

(住居と勤務部署との距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合)

第3条 給与規程第14条の2第1項の住居と勤務部署との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合は、異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務部署との間を通勤するものとした場合における通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から当該相当すると認められる場合に該当すると学長が認める場合とする。

(広域異動手当を支給することが適当と認められない場合)

第4条 給与規程第14条の2第1項ただし書きの広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、職員が研修(6箇月以内の期間を定めて行うものに限る。)に伴いその在勤する勤務部署を異にして異動した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 当該研修の受講の直前に在勤した勤務部署(以下この条において「異動前の勤務部署」という。)から異動した場合(新たに採用された職員を対象とする研修(次号において「初任研修」という。)以外の研修の場合にあつては、当該異動に当たり当該研修の受講の直後に異動前の勤務部署への異動が予定されている場合に限る。)

(2) 当該研修の受講の直後に異動した場合(初任研修以外の研修の場合にあつては、異動前の勤務部署への異動の場合に限る。)

(給与規程第14条の2第3項の規定による広域異動手当)

第5条 給与規程第14条の2第3項の異動等に準ずるものとして別に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則(平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。)第26条の規定による採用(同条に規定する退職した日の翌日におけるものに限る。)をされること。

- (2) 就業規則第17条第1項第4号及び第5号の規定による休職から復職すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、給与規程第14条の2第1項に規定する異動等に準ずるものとして学長が定めるもの
- 2 前項各号に規定する異動等に準ずるものがあつた職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号に掲げる異動等に準ずるものがあつた日以前3年の期間（学長が定める期間を除く。）を本学職員として引き続き勤務していたものとした場合に給与規程第14条の2第1項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなる場合 同条の規定により支給されることとなる期間、再任用職員年俸額決定基準（平成26年学長裁定）第1条に規定する広域異動手当の月額とする。
- (2) 次に掲げる場合 前項第2号及び第3号に掲げる異動等に準ずるものがあつた日から3年を経過する日までの期間、給与規程第14条の2の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当を支給する。
- イ 前項第2号に掲げる異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務部署と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する勤務部署の所在地との間の距離を給与規程第14条の2第1項に規定する勤務部署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する勤務部署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と勤務部署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。
- ロ 前項第3号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合において、学長が定める要件を満たすとき。
- 3 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員については、異動等に準ずるものがあつた日から、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等により給与規程第14条の2第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、同条第2項の規定を準用する。
（再異動等の後に引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等に係る広域異動手当）
- 第6条 給与規程第14条の2第2項、前条第3項又はこの条に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって給与規程第14条の2第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この条において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては同日以後は当該期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。
- 2 前項の規定の適用を受ける職員が、給与規程第14条の規定により地域手当を支給さ

れる職員である場合における広域異動手当の支給割合については、給与規程第14条の2第4項の規定を準用する。

(端数計算)

第7条 給与規程第14条の2の規定による広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の月額とする。給与規程第21条、第29条第2項及び第30条第2項に規定する広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときも同様とする。

(確認)

第8条 学長は、広域異動手当を支給する場合において必要と認めるときは、異動等の直前の職員の住居、第2条に規定する距離その他の給与規程第14条の2に規定する広域異動手当の支給要件を具備するかどうかを確認するものとする。

2 学長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し異動等の直前の当該職員の住居等を明らかにする書類の提出を求めるものとする。

3 学長は、職員に正当な理由なく、学長の定める日以降3月を経過しても第1項の確認を完了できない場合は、認定を取り消すことができる。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、広域異動手当に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程の一部を改正する規則（平成19年規程第10号）による改正後の給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日から同規程の施行の日の前日までの間に職員が第5条に規定する異動等に準ずるものがあつた職員に該当し、これらに伴い勤務場所に変更があつた場合について準用する。

(広域異動手当と支給地域に係る経過措置としての地域手当との調整)

3 給与規程第14条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、平成18年細則第5号附則第2項から第4項までの規定による地域手当の支給要件を具備する職員である場合における広域異動手当の支給割合は、給与規程第14条の2の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、当該広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成22年12月1日から施行する。

(給与規程を改正する規程（平成22年規程第87号）附則第2項の規定により広域異動手当の額から減ずる額に関する端数計算)

2 給与規程を改正する規程（平成22年規程第87号）附則第2項第3号、第4号及び第5号並びに第4項に規定する広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の月額とする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。